

2010年8月25日
阪急バス株式会社
阪神バス株式会社

阪急バス、阪神バスの各定期券で相互利用できる割引運賃を設定します！

阪急バス株式会社（本社：豊中市庄内西町、社長：小津正弘）と、阪神バス株式会社（本社：尼崎市大庄川田町、社長：久須勇介）は、9月4日（土）から、阪急バス、阪神バス各々の定期券利用者に対して、相互に利用可能な割引運賃を設定します。実施概要は下記のとおりです。

記

1. 開始日 2010年9月4日（土）【割引適用日：土曜日・休日】
2. 割引対象定期券 通勤定期券、通学定期券
 - ・阪急バス【芦屋市内線、西宮市内線、宝塚市内線、尼崎線（尼崎市域）】
 - ・阪神バス【全線定期券】
3. 割引運賃適用区間
 - ・阪急バス【芦屋市内線、西宮市内線、宝塚市内線、尼崎線（尼崎市域）】
 - ・阪神バス【大阪特区、神戸特区を除く区間】
4. 運賃額（大人）100円、（小児）50円【現金のみの取扱い】
5. 割引適用方法 降車時に定期券の提示により運賃を割り引く。
（利用例）阪急バス「芦屋市内線」定期券所持者が、阪神バス「阪神芦屋→阪神尼崎」を利用。
→「阪神尼崎」降車時に、「阪急バスの定期です」と乗務員に伝えて、お客様が所持している定期券を提示し、運賃100円を支払う。
※阪神バスの定期券を所持しているお客様が阪急バスを利用する時、「阪神バスの定期です」と乗務員に伝える。
6. お問い合わせ先 阪神バス株式会社 業務部 06-6416-1351

以上